志 農 第 1028 号 令 和 6 年 12 月 26 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志布志市長 下平 晴行

		100 P. 10	
市町村名	志布志市		
(市町村コード)	(462217)		
地域名	田之浦・四浦地区		
(地域内農業集落 名)	(提口・懐・後谷・吉原・牧野・大久保・田吹野・平山・宮地・大越・上東谷・下 東谷・井久保・山久保・小牧)		
汐詳のは用を取り	まとめた年月日	令和6年7月18日	
励哉の結果を取りる		(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載し てください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してくだ1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の増加が予想されるが、中心経営体と農地面積の比率があっておらず、一人一人の負担が多く能力の限界が来ているため、新たな担い手の確保が必要。

②道路が狭く、車両での移動が困難である。

主な作物:キャベツ、甘藷、大根、飼料作物、花き、白菜、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法:現状と変わりなく行っていく。 今後の将来の在り方:今後も引き続き、地域内の認定農業者等への集約化を進めつつ、入作を希望する 認定農業者や新規就農者等の受け入れを促進していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	318.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	318.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	• 地域の認定農業者等の担い手が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを
	促進することにより対応していく。認定農業者や認定新規就農者に集約し、団地化を進めていく。
	・地域全体の経営の農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として
	農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
	・田之浦の基盤整備を行っている下東谷地区は、地区としてまとまって入作の耕作者との連携を強化し
	ていく。
	・基盤整備を行っていない地区については、今後、地域として取組予定があれば、地区としてまとまっ
	て基盤整備や土地改良を行うため、入作の耕作者との連携を強化していく。
	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	・地区内外から多様な経営体を受け入れて、計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していく。
	・意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政やJAと連携し、相談から定着まで切れ目な
	く実施する。
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	(3) 展末励问組口等の展集又援サービス事業有等への展作業安託の活用力頭 ・地域内での農作業の効率化を図るため農業公社等へドローンによる農薬散布を委託している。今後も
	・ 地域的での展析来の効率化を図るため展集が代表が下し、 クによる展集的性を安配している。 ラ優も 取り組んでいく。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地等を農地所有者、耕作者、地域住民と協力体制を確立し管理を行う。
	また、補助事業を活用し広域的な電気柵の設置などの対策を行う。
	②自然環境や消費者の健康に良い影響を与える減農薬栽培への取り組みを進めていく。
	③スマート農業を取り入れ、ドローンによる防除作業や肥料散布等を実施することで作業の効率化を図
	る。 ⑦用排水路や畦畔などの定期的な点検を取り組み、地域環境の美化を図り、災害時のリスクを減らす。
	の用が小路や壁岬などの足期的な無候を取り組み、地域環境の美化を図り、災害時のリスクを減らす。 ⑧ビニールハウス等の施設設置について補助事業を活用し、生産組合等の負担の軽減を図る。
	少人ないのでは、 少地区で生産された飼料作物は、 地域内の 少地区で生産された 2 2 2 3 4 5 6 7 7 7 8 9
	者に供給する仕組みを構築する。